

高額療養費制度が変わります／ 限度額適用認定証の申請が必要です

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

●70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ 高額療養費制度の所得区分や自己負担限度額が変わります

平成30年8月から、所得区分や自己負担限度額が下の表のように変わり、70歳から74歳で課税所得145～689万円の方は、新たに「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

1ヵ月に医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず役場窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※住民税非課税世帯の方は、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

■平成30年7月の診療までの自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円〉
一般※1	14,000円	57,600円
	144,000円/年間上限	〈多数回 44,400円〉
低所得Ⅱ(国保) 区分Ⅱ(後期)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(国保) 区分Ⅰ(後期)	8,000円	15,000円

○主な変更点

- ①現役並み所得者が細分化
- ②住民税非課税世帯以外の方の自己負担限度額が変更
- ③一部の方に新たに「限度額適用認定証」を交付



■平成30年8月からの診療の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並みⅢ(国保) 現役Ⅲ(後期)	課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回 140,100円(※2)〉	
現役並みⅡ(国保) 現役Ⅱ(後期)	課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回 93,000円(※2)〉	
現役並みⅠ(国保) 現役Ⅰ(後期)	課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円(※2)〉	
一般	課税所得※1 145万円未満の方	18,000円/月	57,600円
		144,000円/年間上限	〈多数回 44,400円〉※2
低所得Ⅱ(国保) 区分Ⅱ(後期)	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(国保) 区分Ⅰ(後期)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を交付
(申請が必要です)

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は、383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

●「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです

「限度額適用認定証」等の有効期限は申請月の1日から7月31日です。自動的に更新されませんので、8月1日以降も利用する場合は、再度申請が必要です。

○高額な診療を受けるときは限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口で保険証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1ヵ月の窓口支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、保険診療に係る医療費のみが対象で、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

○申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証、マイナンバーカード（または、通知カードと本人確認書類）、印鑑

※本人確認書類 …… 運転免許証、パスポート等顔写真付き等

※窓口に来庁する方が別世帯の代理人である場合 …… 委任状、代理の方の本人確認書類が必要です。

○注意事項

- ・原則として国民健康保険料に未納がある世帯は交付されない場合があります。
- ・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。
- ・非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。
- ・70歳から74歳で、課税所得145～689万円の方は、平成30年8月から「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

8月1日から後期高齢者医療制度の保険証が変わります

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111 / 長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320

●平成30年8月1日から新しい保険証で受診してください

後期高齢者医療制度の保険証は毎年8月に更新され、保険証の色が橙色から黄色に変わります。新しい保険証を7月下旬に郵送しましたので、有効期限・住所・氏名などを確認してください。

有効期限切れの古い保険証は？
8月1日以降に、ご自身で破棄するか、住民福祉課2番窓口の返却箱へお返しく下さい。



▲平成30年7月31日まで
(橙色)



▲平成30年8月1日から(黄色)

広 告